

立川市公共調達基本方針

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

（目的）

第 1 条 この基本方針は、立川市契約事務規則（昭和 3 9 年立川市規則第 1 5 号）に基づく契約の締結（以下「公共調達」という。）にあたり、市にとって最も価値の高い公共調達を実現するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 公共調達にあたっては、平等な競争機会の確保を図るとともに、厳正にして公平に行うものとし、すべての関係法令を遵守する。

（基本方針）

第 3 条 公共調達の実施にあたっては、一定のコストに対して最も価値の高いものを調達するものとし、価格及び品質を優先する。

（特別配慮基準）

第 4 条 公共調達の実施にあたって特別に配慮する必要がある場合は、細目を別に定める。

附 則

この基準は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。